

協力企業作業員の負傷の調査結果について

<概要>

(事象の発生状況)

- ・平成 20 年 6 月 19 日、定期検査中の 4 号機において、協力企業作業員が左手の親指を負傷したため、救急車を要請しました。
- ・診察の結果、ひだりぼしだっきゅうこっせつ左母指脱臼骨折と診断されました。
- ・当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

(調査結果・推定原因)

- ・クレーンで吊った鋼製カバーを支柱で支える作業をしていたところ、当該作業員が支えていた支柱が倒れ、隣に置いてあった別の鋼製カバーとの間に左手を挟み負傷したものと推定しました。

(今後の対応)

- ・鋼製カバーを支柱で支える際の作業手順を見直しました。
- ・本事例については、所内および協力企業に周知し注意喚起を行いました。

詳細は以下の通りです。

1. 事象の発生状況

平成 20 年 6 月 19 日午後 2 時頃、定期検査中の 4 号機タービン建屋 2 階において、主タービンの鋼製カバーの吊り込み準備作業を実施していた協力企業作業員が左手の親指を負傷したため、午後 2 時 35 分、救急車を要請し病院へ搬送しました。

診察の結果、ひだりぼしだっきゅうこっせつ左母指脱臼骨折と診断されました。

([平成 20 年 6 月 19 日](#)お知らせ済み・公表区分Ⅲ)

2. 調査結果

調査の結果、以下のことがわかりました。

- ・当該作業員は、共同作業員 3 名とともに 4 本の支柱で鋼製カバーを支えるため、1 本の支柱を両手で支えて鋼製カバーが降りてくるのを待っていたこと。
- ・天井クレーンで吊った鋼製カバーを、支柱に降ろそうとしたところ、共同作業員が支えていた支柱に接触したこと。
- ・支柱に接触したため、そのはずみで鋼製カバーが回転したこと。
- ・当該作業員は、回転した鋼製カバーを右手で抑えようとし、左手のみで支柱を支えていたこと。
- ・支柱を支えきれなくなり、隣に置かれていた鋼製カバーとの間に左手を挟んでしまったこと。
- ・施工要領書には、支柱を支える際の具体的な作業手順が記載されていなかったこと。

3. 推定原因

当該作業者は、共同作業者とともに4本の支柱で鋼製カバーを支えるため、1本の支柱を両手で支えていましたが、共同作業者が支えていた支柱が長かったために、天井クレーンで吊った鋼製カバーを降ろす際に接触してしまい、そのはずみで鋼製カバーが回転しました。

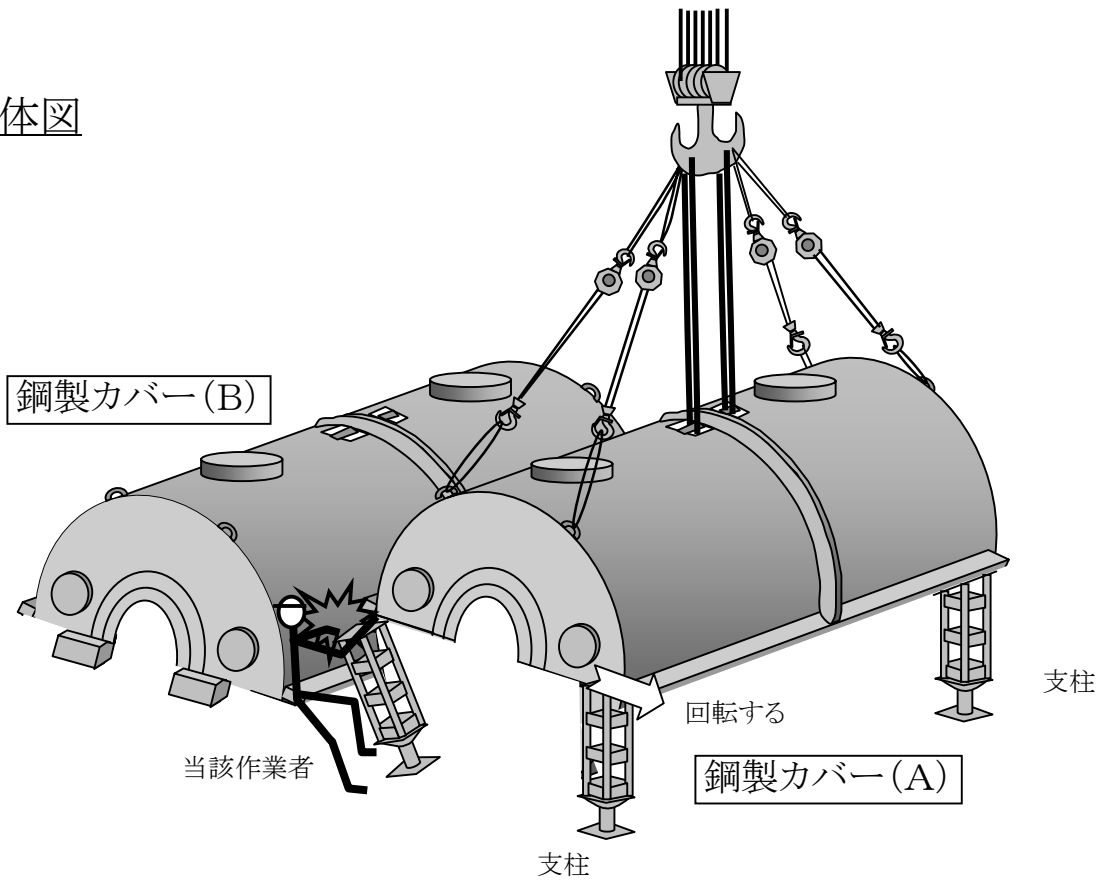
そのため、当該作業者が鋼製カバーを抑えようと支柱から右手を離れたところ、左手だけで支柱を支えきれなくなり、隣に置いていた鋼製カバーとの間に左手親指を挟み、負傷したものと推定しました。

4. 対策

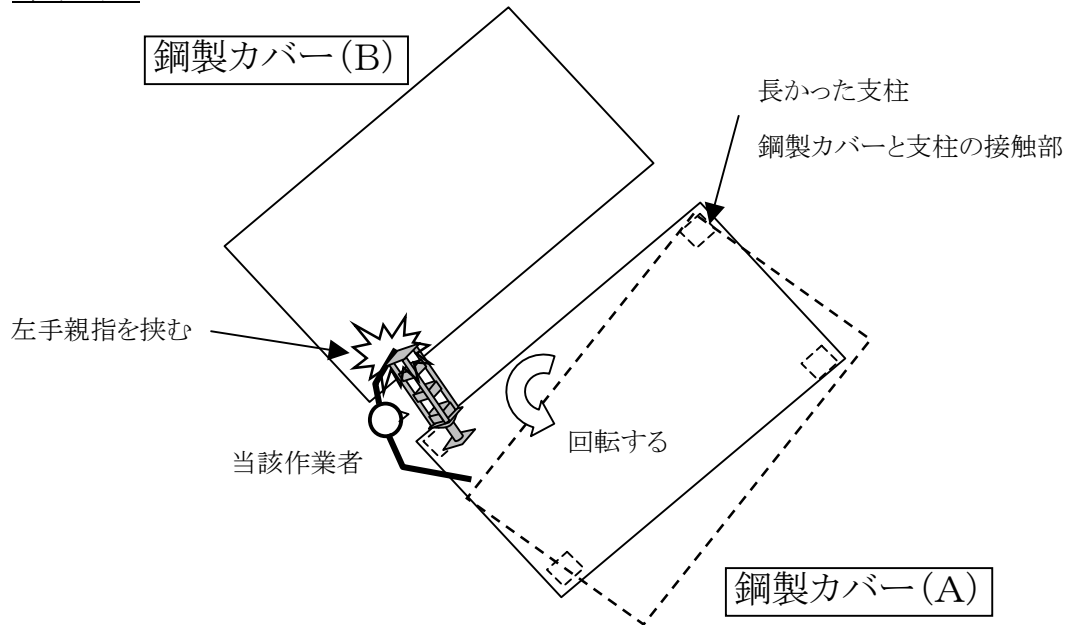
- ・支柱で支える際は、鋼製カバーを降ろしてから支柱を挿入し、高さの調整を実施するように作業手順を見直しました。
- ・支柱を支える際は、2人一組で作業を行うよう作業手順を見直しました。
- ・具体的な作業手順を、施工要領書に反映しました。
- ・本事例については、所内および協力企業に周知し、注意喚起を行いました。

以 上

立体図



平面図



作業状況図